

第4 事業内容

1 基本的な構想、総合的な長期計画の策定等

(計画調整部計画調整課・プロジェクト推進課)

都の施策・事業について、総合的かつ効率的な推進を図るため、全庁的な視点に立ち、政策展開の戦略を策定し、その進行管理を行うとともに、各局が行う重要な政策の総合調整を行っている。

(1) 「2050 東京戦略」の推進

気候危機の深刻化や人口減少、テクノロジーの爆発的進化など、都政を取り巻く情勢は予想を超えるスピードで変化を続けている。こうした加速度的な変化をチャンスに変え、より先の明るい未来を展望する新たな都政の羅針盤として、令和7年3月に「2050 東京戦略」を策定した。

2050 年代に東京が目指す姿「ビジョン」を実現するため、「2050 東京戦略」に掲げた政策を着実に推進していく。

◆2050 東京戦略

○ 戦略を貫く5つの視点

- 1 バックキャストの視点で将来を展望
- 2 時代や状況の変化に弾力的に対応「アジャイル」
- 3 政策DXとBPXで都民が「実感できる」QOSを向上
- 4 AIなど新たな技術を徹底活用
- 5 多様な主体と協働して政策を推進

○ 「2050 東京戦略」に掲げる「ビジョン」と「戦略」、「政策目標」

「2050 東京戦略」では、2050 年代の東京の姿「ビジョン」と、そのビジョンを実現するために2035 年に向けた政策の方向性を示した「戦略」を定めている。また、戦略ごとに政策の実効性を高める「政策目標」を設定している。

「2050 東京戦略」を着実に実行することにより、ダイバーシティ、スマート シティ、セーフシティの3つのシティを進化させ、「すべての『人』が輝き、一人ひとりが幸せを実感できる『成長』と『成熟』が両立した『世界で一番の都市・東京』」を実現していく。

28の「ビジョン」と「戦略」の柱

[ダイバーシティ]

戦略01 子供(Children)

全ての子供の笑顔を育み、チルドレンファーストの社会へ

戦略02 子育て

望む人の「叶えたい」を支え、一人ひとりの自己実現を応援

戦略03 教育

子供・若者が希望を持って、自ら伸び、育ち、未来を創造

戦略04 若者

将来を担う若者が希望に満ち溢れ、描いた夢を叶えられる東京

戦略05 女性活躍

誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会

戦略 06 働き方

誰もがいつでも自分らしく、よりポジティブに働き、活躍する東京

戦略 07 長寿 (Chōju)

心豊かに暮らし、いつまでも輝けるアクティブな Chōju 社会

戦略 08 コミュニティ (Community)

支え合いの輪を広げ、誰もが「つながり」を実感できる社会へ

戦略 09 共生社会

インクルーシブシティ東京は多様な個性が輝きさらなる高みへ
[スマート シティ]

戦略 10 スタートアップ

イノベーションが次々と生まれ世界の変革と成長を東京が牽引

戦略 11 デジタル

世界で最も情報技術を使い、便利で快適な「スマート東京」

戦略 12 国際金融

サステナブルな未来を拓く世界の金融ハブ・東京へ飛躍

戦略 13 産業

次の成長産業を東京から発信し、世界の経済を力強く先導

戦略 14 観光

訪れるたびに新しい体験や発見がある、世界を惹きつける東京へ

戦略 15 文化・エンタメ

東京発の洗練された価値が世界中の人々を刺激し、心を潤す

戦略 16 スポーツ

誰もがスポーツを楽しむ、世界に誇れるスポーツ拠点に発展

戦略 17 まちづくり・住まい

日本の成長を牽引し、人がいきいきと輝く都市・東京

戦略 18 インフラ・交通

世界一のインフラが、人をつなぎ、暮らしを支える

戦略 19 緑と水

豊かな緑と水が織りなす潤いと安らぎの都市 東京へ
[セーフ シティ]

戦略 20 ゼロエミッション

脱炭素社会を実現し、世界のネットゼロ達成に大きく貢献

戦略 21 都市の強靱化

災害の脅威から都民を守る世界で最も強靱な都市へ

戦略 22 防災

災害から命を守り、安全・安心+快適に暮らせる東京

戦略 23 まちの安全・安心

犯罪、事故、火災等から都民の命と安全・安心な暮らしを守る

戦略 24 医療

誰もが住み慣れた地域で安心して必要な医療を受けられる

戦略 25 多摩・島しょ

地域の魅力に溢れ快適で充実した暮らしを叶える行きたい・住みたい多摩・島しょ

戦略 26 構造改革

時代を切り拓く変革が都民の生活の質を高めている

戦略 27 オールジャパン

全国各地と共に支え合い発展する「共存共栄」を実現

戦略 28 未来共創

多様な主体との連携を深化させ、明るい未来が実現している

296 の「政策目標」

「2050 東京戦略」では、政策の実効性を高めるという観点から、これまでの政策目標を大幅に強化して、新規の目標と合わせて 296 の政策目標を設定した。

○ 今後の政策展開につなげる「PDCA」の徹底

戦略に掲げる政策の推進に向けて、「PDCAサイクル」を徹底している。そのチェックの取組として、事業の実施状況を調査し、「2050 東京戦略 政策レビュー」として取りまとめている。

また、デジタルツールを活用して状況を分析し、戦略のアジャイルな見直しや政策の充実・強化を行うとともに、取組状況を見える化し、都民にわかりやすく広報するなど、今後の政策展開につなげていく。

(2) 「2050 東京戦略」に掲げるプロジェクトの推進等

戦略の実現に向けて、各種プロジェクトの推進や、都政の構造改革、社会の構造改革等について、関係局との連携の下で、着実な推進・実装を図る。

ア 「3つのC」の推進

3C（Children, Chōju, Community）は、都庁が総力を挙げて対応すべき「2050 東京戦略」の核である。子供政策連携室などの関係局や、区市町村と連携しながら、「全ての子供の笑顔を育み、チルドレンファーストの社会へ」「望む人の『叶えたい』を支え、一人ひとりの自己実現を応援」「心豊かに暮らし、いつまでも輝けるアクティブな Chōju 社会」「支え合いの輪を広げ、誰もが『つながり』を実感できる社会へ」の各ビジョン実現に向け取組を推進する。

イ TOKYO強靱化プロジェクト

気候変動の影響で激甚化する風水害や、いつ起きてもおかしくない首都直下地震・火山噴火などの危機に直面する中であっても、都民の生命と暮らしを守り、首都東京の機能や経済活動を維持するため、2040年代の強靱化された東京の実現を目指し5つの危機（「風水害」、「地震」、「火山噴火」、「電力・通信等の途絶」、「感染症」）に複合災害を加えて、ハード・ソフトの両面から対策の強化・拡充を図るべく、令和5年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」を取りまとめた。

「備えよ、常に」を合言葉に、レジリエンスを高め、100年先も安心して暮らせる、強靱で持続可能な都市・東京の実現に向け、事業を着実に推進していく。

◆TOKYO強靱化プロジェクトの推進

○ プロジェクトの位置付け

「2050 東京戦略」に掲げる世界で最も強靱な都市の実現に向け、災害の脅威から都民の命と暮らしを守る対策をハード・ソフト両面から着実に推進していく。

気候変動の深刻化など取り巻く状況変化も踏まえ、今後も一層厳しくなる暑さや不安定な地政学リスクに伴う緊急事態などから都民を守る備えも強化し、プロジェクトの更なる充実・強化を図っていく。

○ 「2050 東京戦略」に掲げる主な取組の方向性

- ・ 頻発化・激甚化する風水害への対策強化
- ・ 地震時にも倒れない・助かるまちづくりの推進
- ・ 地震時にも燃えないまちづくりの推進
- ・ 電柱がない安全・安心な東京の実現
- ・ 火山噴火への備えを強化
- ・ 電力・通信等の途絶対策
- ・ 一層厳しくなる暑さへの対策
- ・ 緊急事態から都民を守る

○ プロジェクトの推進に向けた取組

- ・ プロジェクトの推進に向けた執行力の強化（事業執行の迅速化、執行体制の強化）
- ・ 東京の強靱化に向けた気運醸成
- ・ プロジェクトの効果的な推進策（多様な主体との連携、DXの推進、グリーンインフラの活用）
- ・ 都民等への情報発信

ウ 東京グリーンビズ

気候変動への適応など社会的な課題の解決への緑の活用や、開放的な緑空間等へのニーズが高まるなど、都市に求められる機能や人々の価値観が変化する中、100 年先を見据え、都民はもとより区市町村や企業など様々な主体と一緒に、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進め、東京を「自然と調和した持続可能な都市」へと進化させていく。

◆東京都の緑の取組 ver. 3

東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組をさらに加速させるため、農地等を守る取組や都民の参画につながる取組等を充実させ、取りまとめたもの

○「まもる」取組

- ・農地を守る
- ・樹林地（屋敷林等）を守る
- ・豊かな自然（保全地域等）を守る
- ・森林（水道水源林等）を守る

○「育てる」取組

- ・公園の整備
- ・街路樹の充実（安全性や快適性の確保）
- ・緑と水のネットワーク化
- ・まちのシンボルとなる緑豊かな空間の創出
- ・まちづくりに合わせた、まちなかの緑の創出
- ・東京グリーンビズ・ムーブメントの推進

○「活かす」取組

- ・自然が有する機能を活用する「グリーンインフラ」の導入
- ・公園の魅力を高め TOKYO の顔に
- ・豊かな自然を活用・発信
- ・水辺に親しむ空間づくり
- ・多摩産材の活用
- ・緑の多様な価値を活かす

エ 次世代モビリティの社会実装に向けた取組

人やモノの移動革命をもたらし人々のQOLを高めるとともに、都市の魅力、プレゼンスの向上につながる空飛ぶクルマについて、都は、都内の離着陸場整備や活用事例創出に向け、具体的かつ実践的な協議・活動の核となる「空の移動革命実現に向けた東京都官民協議会」（以降、「東京都官民協議会」という。）を令和6年6月に設立し、空の移動革命の社会実装に向けて取組を加速してきた。

さらに、東京都官民協議会での議論等を踏まえ、2030 年の市街地での展開に向け「社会受容

性向上」、「利活用（拠点飛行等）」、「環境整備」の観点でロードマップを精緻化し、令和7年3月に「空飛ぶクルマ実装プロジェクト」を立上げるなど、空飛ぶクルマの社会実装実現に向けた取組を推進している。

オ 構造改革の推進

「2050 東京戦略」の政策を展開する上で、制度や仕組みの根本まで踏み込んだ社会と都政の構造改革を、全庁を挙げて強力に推進する。

社会の構造改革については、時代の大きな変化を踏まえ、政策推進を図る上で障壁となる構造的な課題を改めて洗い出すとともに、規制緩和等の国への要望を含め、解決に向けた対策を積極的に講じていく。

また、都政の構造改革「シン・トセイ」を推進するため、これまでの取組の成果を検証しながら、政策DXの推進など、都民が真に「実感」できるQOSの実現に向けた取組をさらに強化していく。

◆シン・トセイX 都政の構造改革QOSアップグレード戦略 2.0

「2050 東京戦略」で目指す 2050 年代のビジョンの実現に向け、都政の構造改革を次なるステージへと進化させていくための道筋を示した「シン・トセイX 都政の構造改革QOSアップグレード戦略 2.0」として令和7年3月に改定した。

○ 改革実践の5つのキーワード

本戦略に掲げるプロジェクトを「実践」していく中で、以下の5つのキーワードを「都政の新しいスタンダード」として、庁内に定着させていく。

スピード：デジタルを駆使し、スピード感を持って課題を解決

オープン：民間や区市町村など多様なプレーヤーと共創

デザイン思考：ユーザー目線に基づく政策・サービスを創出

アジャイル：確認と改善のプロセスを絶えず繰り返す

見える化：指標を数値化し公開するなど改革の達成状況を可視化

○ 政策DX

組織横断の政策DXを牽引する「リーディング・プロジェクト」及び組織横断で業務の集約化を推進する「DX共同化構想推進プロジェクト」により、組織の垣根を越えた業務改革や、デジタル三原則を実現する。

○ コア・プロジェクト

都民や多様な主体との協働によりサービス改善・社会課題を解決する「ユーザー参画・協働プロジェクト」及び都庁の生産性と職員の意欲や能力を継続的に向上する環境を整備する「スマートワーク・プロジェクト」を推進する。

○ 双方向コミュニケーションで改革を進める

行政サービスの受け手（ユーザー）である都民と職員との双方向でのコミュニケーションを図るため、「#シン・トセイ 都政の構造改革ポータルサイト」やSNS等による積極的な情報発信、デジタル提案箱+（プラス）などの取組を展開する。

また、改革の現在地点を確認し、QOS向上というゴールに向けて着実に政策を進めるため、都民の満足度や職員の意識などを定期的に調査し、都民・職員目線を起点としてアジャイルに改革を推進する。

(3) 重要な政策の総合調整

都の重要な政策を効果的かつ着実に推進するため、局横断的な事業展開に関する総合的な調整を行っている。

(4) 課題別長期計画等の調整

都政をめぐる諸情勢、長期計画等の進捗状況等を調査するほか、都市計画等他の計画との調整を図っている。

また、政策立案の基礎となる人口、経済等の様々な指標について、近年の動向の把握を行っている。

(5) 都の政策及び制度に係る調査・検討

都の政策形成等に活用するため、庁内各局、国、他の自治体、各種調査機関等から行財政に関する資料の収集等を行い、社会経済の動向を把握している。

また、民間人や学識経験者などの知見を都政課題の解決へ活かすため、懇談会等の運営を行っている。

2 政策の企画・立案（政策部政策調査課）

知事のトップマネジメントを補佐するため、重要な施策の企画、立案等を行っている。

(1) 知事の特命に係る重要な施策の企画、立案等

知事の特命に係る重要な施策の企画、立案等を行っている。

(2) 顧問・参与に関する事務

都政全般に関し総合的な進言・助言を得るために顧問の制度を、また、都政の様々な課題について専門的立場からの進言・助言を得るために参与の制度を設けており、これらの事務を所管している。現在、顧問1名、参与6名が選任されている。

（顧問名簿）

（令和7年8月1日現在）

氏 名	職
鈴木 茂晴	株式会社大和証券グループ本社 名誉顧問

（参与名簿）

（令和7年8月1日現在）

氏 名	委嘱分野
安宅 和人	持続可能な都市の実現等に関すること
今井 尚哉	都のエネルギー政策等に関すること
賀来 満夫	都の感染症対策の検討に関すること
武市 敬	都の財政運営等に関すること
浜 佳葉子	都の子供・若者政策等に関すること
吉高 まり	都のサステナブルファイナンス等に関すること

3 国や各道府県市等との連携・調整（政策部渉外課）

都の意向を国の政策に反映させるとともに、政策形成上必要な情報を収集するため、国や全国知事会等と連携や調整を行っている。また、九都県市首脳会議など近隣自治体等との連絡・協議を行うことにより、都域を越えた広域的行政課題に対処する。さらに、地方の自主・自立に向けた地方分権の推進や「真の地方創生」のための東京と地方の共存共栄の取組、国家戦略特区等を活用した規制改革の取組を実施している。

(1) 国の施策・予算に対する提案要求

国の予算編成、政府施策の策定にあたり、都の意向を反映させるため、政府各府省庁に対する提案要求活動を年2回（6月、11月）実施している。

令和7年度国の施策及び予算に対する提案要求件数（最重点・重点）（令和6年6月）

202件　＜うち新規事項14件、最重点事項95件＞

令和7年度国の予算編成に対する提案要求件数（最重点）（令和6年11月）

100件　＜うち新規事項4件＞

令和8年度国の施策及び予算に対する提案要求件数（最重点・重点）（令和7年6月）

216件　＜うち新規事項10件、最重点事項101件＞

(2) 政府・国会等の情報収集等

都道府県会館内に設置した東京都事務室において、政府・国会、政党等の政策形成や行財政運営、法案審議の動向など都の政策形成上必要な情報を収集するとともに、都政に関する情報の提供等を行っている。

〈東京都事務室の所在地〉　東京都千代田区平河町二丁目6番3号

都道府県会館15階　電話 03(5212)9005

(3) 全国知事会や関東地方知事会との連携

各道府県との連絡提携を密にして、地方行政の円滑な運営と進展を図るため、全国47都道府県知事で組織する全国知事会、関東甲信静地区10都県で組織する関東地方知事会に参画し、共通する課題等について意見交換を行うとともに、国に対する提案活動を行っている。

＜最近の開催実績＞

【全国知事会】

令和6年8月1、2日（議題：地方税財源の確保・充実、地方創生に関する議論）

令和6年11月25日（議題：税財政等、子ども・子育て政策、地方創生に関する議論）

令和7年7月23、24日（議題：地方税財源の確保・充実、地方創生に関する議論）

【関東地方知事会】

令和6年5月23日（都提案：先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大について）

令和6年10月23日（都提案：倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置について）

令和 7 年 5 月 21 日（都提案：バス運転士不足の解消等について）

(4) 近隣自治体との連絡・協議

ア 九都県市首脳会議

首都圏の広域的あるいは共通の行政課題に積極的に対応するため、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県、及び横浜市・川崎市の市長を構成員として、昭和 54 年 7 月に六都県市首脳会議が設置された。その後、平成 4 年 4 月には千葉市長が、また、平成 15 年 4 月にはさいたま市長が、さらに、平成 22 年 4 月には相模原市長が加わり、九都県市首脳会議となった。会議は春と秋の年 2 回開催され、1 年ごとに各都県市が持ち回りで座長を担っている（令和 7 年座長は、横浜市）。

＜最近の開催実績＞

令和 6 年 4 月 22 日（都提案：マンションにおける管理の適正化について）

令和 6 年 10 月 28 日（都提案：円滑な物流の確保等に資する高速道路網の有効活用の推進について）

令和 7 年 4 月 23 日（都提案：働く女性の活躍推進について）

また、首脳会議の下に事務レベルによる委員会等を設置し、①環境問題、②廃棄物問題、③首都機能の在り方、④地方分権改革、⑤防災・感染症対策などの広域的課題に関し、継続的に調査、検討を行っている。さらに、首脳会議で各首脳から提案された事項については、関係機関への要望活動を実施するほか、個別に検討会を立ち上げて集中的に検討を行っている。

イ その他近隣県市等との連絡・協議

広域行政の円滑な処理を図るため、近隣県市等との連絡・協議を行っている。

(5) 全国各地との連携推進

都は、東京と全国の地域が、それぞれの魅力を高め、互いに協力し合うことで、共に栄え、成長し、日本全体の持続的発展へとつながっていく共存共栄が、「真の地方創生」と考え、全国各地との連携事業を推進している。

また、相互PR、ポータルサイトの活用により、都の考えや連携事例を広く発信するなど、各地との関係構築に取り組んでいる。

(6) 地方分権の推進

地方自治体が地域の実情に応じて、自らの判断と責任において主体的に施策を展開し、持てる力を発揮することにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、国と地方の役割分担を見直す「地方分権」の取組を推進している。

平成26年から、個々の地方自治体等が事務・権限の移譲等に関する提案を行い、内閣府がその実現に向けて関係府省庁と調整を行う「提案募集方式」が導入されており、地方の発意に根差し

た取組が推進されている。都の課題を解決し施策を推進させるため、各局と連携して同方式を活用した提案等を行っている。

(7) 規制改革の推進

「2050 東京戦略」に掲げた政策の着実な推進に向け、全庁を挙げて構造改革を進めるためには、その障壁となっている規制の緩和や新たなルール作りなどの規制改革を推進していく必要がある。

そのため、都は、経済社会情勢の変化の中で、自治体や事業者が創意工夫を生かした取組を行う上で障害となっている制度や規制について、国への提案要求等に加え、「提案募集方式」や「国家戦略特区」など、様々な手段を活用し国に働きかけ、都政課題の解決に向けて取り組んでいる。

4 東京一極集中論をめぐる動きへの対応（政策部渉外課）

国や全国知事会等において、東京一極集中を理由とした人や企業の地方分散、地方税の不合理な見直しを求める動きがあるほか、これまでも、東京 23 区の大学の定員増を抑制する措置などが進められてきた。これらに対し、都は一貫して事実に基づく主張を展開している。

(1) 東京 23 区の大学の定員増抑制への対応

ア 国等の動き

平成 28 年 11 月に全国知事会議は、東京 23 区内における大学・学部の新増設の制限を含む緊急決議を行い、同日、政府主催知事会議において、総理大臣に要望した。

その後、地方創生を名目として、平成 30 年 5 月に東京 23 区の大学の定員増を、今後 10 年間、原則認めないものとする「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が制定された。

令和 4 年度に実施された国の有識者会議の議論を踏まえ、令和 5 年 6 月に「高度なデジタル人材」については、一定の要件を満たすものに限り、本規制の例外とする「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令」が制定された。

イ 都の取組と今後の対応

本規制は、場所だけを理由に、学生の選択や大学経営の自由を縛るものであり、我が国の国際競争力を低下させることにつながりかねないものであるとして、都はこれまでも、国に対する緊急要望や知事コメント発表等、あらゆる機会を捉えて、強く反対してきた。引き続き、国に対して早期撤廃を含めた必要な見直しを求めるため、都の主張を強力に発信していく。

(2) 首都移転問題への対応

平成 2 年 11 月に衆参両院で「国会等の移転に関する決議」が採択され、平成 4 年 12 月に「国会等の移転に関する法律」が議員立法で制定された。

その後、平成 15 年に国会等の移転に関する政党間両院協議会が設置され、移転について国会の意思を問う方法が協議されてきたが、平成 17 年 10 月を最後に開催されておらず、事実上の休止状態となっている。

都はこれまでも、首都移転の白紙撤回に向け、国に対して提案要求するとともに、都議会と連携を図るなど取組を進めてきた。今後も引き続き国の動向について情報を収集するなど、首都移転の白紙撤回を目指す。

5 国際戦略の推進（外務部管理課・企画課・事業課）

「世界で一番の都市・東京」の実現を目指す「2050 東京戦略」のもと、国際戦略の推進に係る企画・調整や二都市間・多都市間の連携強化など東京のプレゼンス向上のための取組を推進している。

(1) 国際戦略の企画・調整

「2050 東京戦略」に基づき、東京のプレゼンス向上のため、各局と連携し、海外都市や在京大使館等との連携強化及び関係構築のほか、国際会議等での都施策の効果的な発信や国際展開を担う人材の育成などに関する企画・立案、調整等を行っている。

また、全庁を挙げて取組を推進するため、庁内の関係局で構成する「東京都国際戦略推進会議」も活用し、国際戦略に関する局間の調整や各局の具体的施策の進行管理等を行っている。

(2) 二都市間都市外交の推進

ア 姉妹友好都市との連携

都は、現在以下の 12 の都市と姉妹友好都市の提携を行っている。

ニューヨーク市、北京市、パリ市、ニュー・サウス・ウェールズ州、ソウル特別市、ジャカルタ特別市、サンパウロ州、カイロ県、モスクワ市、ベルリン市、ローマ市、ロンドン市（提携順）

＜最近の主な実績＞

令和 6 年 5 月 ベルリン市長が東京都を訪問、知事と意見交換、共同コミュニケを発出

令和 6 年 10 月 副知事がベルリン市を訪問、市長と意見交換

令和 6 年 11 月 知事がカイロ県を訪問、県知事と意見交換

令和 6 年 11 月 ニューヨーク市と都市インフラに係る合意書を締結

令和 7 年 4 月 知事がパリ市を訪問、行政視察等を実施

令和 7 年 5 月 ニュー・サウス・ウェールズ州産業・貿易大臣が東京都を訪問、副知事と意見交換

令和 7 年 7 月 知事がニューヨーク市を訪問、市長と意見交換

イ その他海外都市との連携

都は、姉妹友好都市以外にも、世界の主要都市との間で二都市間都市外交を推進している。

＜最近の主な実績＞

令和 6 年 5 月 知事がロサンゼルス市を訪問、ロサンゼルス市長等と意見交換

令和 6 年 5 月 ウランバートル市長が東京都を訪問、知事と意見交換、合意書を締結

令和 6 年 6 月 知事がバンコク都知事、台北市長とオンラインで意見交換を実施

令和 6 年 7 月 テキサス州知事が東京都を訪問、知事と意見交換

令和 6 年 10 月 ハノイ市人民委員会委員長が東京都を訪問、知事と意見交換

令和 6 年 10 月 ノルトライン・ヴェストファーレン州副首相が東京都を訪問、知事と意見交換

令和 6 年 11 月 知事がカイロ県、アブダビ首長国、バクー市を訪問、カイロ県知事、アブ

ダビ皇太子、バクー市長等と意見交換

令和 7 年 1 月 マディヤ・プラデーシュ州首相が東京都を訪問、知事と意見交換

令和 7 年 2 月 知事がバンコク都を訪問、バンコク都知事等と意見交換、共同コミュニケ
に署名、行政視察を実施

令和 7 年 2 月 台中市長が東京都を訪問、知事と意見交換

令和 7 年 4 月 バーレーン王国南部県知事が東京都を訪問、知事と意見交換

令和 7 年 4 月 サンパウロ市長が東京都を訪問、知事と意見交換

令和 7 年 5 月 バンコク都知事が東京都を訪問、知事と意見交換

令和 7 年 5 月 ニーダエステライヒ州知事が東京都を訪問、知事と意見交換

令和 7 年 5 月 知事がリヤドを訪問、リヤド州知事等と意見交換

令和 7 年 7 月 知事がワシントン D.C. 及びニューヨーク市を訪問、ワシントン D.C. 市長、
ニューヨーク市長等と意見交換

(3) 多都市間都市外交の推進

ア G-NETS (Global City Network for Sustainability)

世界の都市が抱える共通課題の解決に向け、令和 4 年度、東京発の新たな国際ネットワーク「Global City Network for Sustainability」（略称 G-NETS）を立ち上げた。

G-NETS では、首長、実務責任者、実務担当者の異なるレベルで国際会議を開催し、多様な都市の取組について知見やノウハウを共有するとともに、持続可能な社会の実現に向けて議論を行っている。実務担当者のワーキンググループにおいては、技術的な交流やスタートアップとの連携を深める取組も進めている。

<最近の主な実績>

- ・ 令和 6 年 5 月 SusHi Tech Tokyo 2024 シティ・リーダーズ プログラム（首長級会議）を開催、45 都市のリーダーが参加、コミュニケを発出
- ・ 令和 7 年 5 月 SusHi Tech Tokyo 2025 G-NETS 実務責任者級会議を開催、61 都市が参加

イ 危機管理ネットワーク

都市の危機管理能力の向上を目的とする実務的協力事業である。地震、津波及び水害等の自然災害や人的災害を含む様々な危機に対して、各都市が有する経験やノウハウを共有し、危機管理に関する人材を育成するとともに、情報交換を行っている。

主な事業としては「危機管理会議」の開催、東京都総合防災訓練における「合同訓練」、東京における「消防活動技術研修」やシンガポールで開催される「都市における捜索・救助研修」などの実施、危機管理ネットワーク連絡網による「災害時・平時の情報交換」がある。

<最近の主な実績>

- ・ 危機管理会議 2024
令和 6 年 5 月 29 日～30 日に開催（ジャカルタ特別市主催）
- ・ 危機管理会議 2025
令和 7 年 5 月 22 日～23 日に開催（バンコク都主催）

ウ Urban 20 (U20)

平成 29 年 12 月、C 40 等との連携の下、ブエノスアイレス市長及び当時 C 40 議長であったパリ市長により設立された、都市による新たなプラットフォームである。G 20 の議論に、都市の意見や経験を反映させることを活動趣旨としており、都は平成 30 年 1 月に参加した。

令和元年は日本が G 20 議長国であったことから、都が議長都市を務め、同年 5 月に第 2 回メイヤーズ・サミットを東京で開催し、26 都市（都を含む）から、首長級 8 人を含む約 250 人が参加した。サミットでは、G 20 が都市と連携して取り組むべき項目を取りまとめたコミュニケを発表し、総理大臣に手交した。

令和 7 年 8 月 1 日現在、U 20 には 39 都市が参加している。

<最近の主な実績>

- ・第 7 回メイヤーズ・サミット

ブラジル・サンパウロ市及びリオデジャネイロ市を議長として、令和 6 年 6 月 17 日～18 日にサンパウロで開催、令和 6 年 11 月 14 日～17 日にリオデジャネイロで開催

- ・第 8 回メイヤーズ・サミット

南アフリカ・ヨハネスブルク市及びツワネ市を議長として、令和 7 年 9 月 12 日～14 日にヨハネスブルクで開催予定

(4) 海外要人等と知事との面会及び行事等

ア 知事との面会

知事等による都市外交の一環として、外国からの賓客の受入れ、在京大使からの各種招待への対応など、国際儀礼を踏まえた連絡調整を行っている。

<最近の主な実績>

令和 6 年度 知事との面会 73 件

イ 都主催行事等

各国大使館等との意見交換を図るとともに、都政に対する理解を深めてもらうため、情報連絡会を実施している。平成 29 年度からは、分野別情報連絡会として、在京イスラム諸国外交団との情報連絡会を実施している。また都の防災施策に関し、より実務的な連携強化に資するため、平成 27 年度から在京大使館等との防災連絡会を実施している。

<最近の主な実績>

- ・在京大使館等との情報連絡会

令和 7 年 1 月 23 日 出席者 115 か国・地域 191 名

- ・在京イスラム諸国外交団との情報連絡会

令和 7 年 3 月 18 日 出席者 35 か国・地域、関係団体 40 名

- ・在京大使館等との防災連絡会

防災関連施設視察 令和 7 年 2 月 6 日 出席者 44 か国・地域 68 名

防災施策説明会 令和 7 年 7 月 8 日 出席者 49 か国・地域 73 名

(5) 外国諸機関との連絡調整等

外国の諸都市や政府、国際機関等から都に寄せられる要人の来都や外国船寄港等の通報、便宜供与依頼や資料請求等の様々な事案を受理し、適切に処理している。

また、都の施策を推進するうえで必要な諸外国の理解と協力を得るため、在京大使館、外国諸機関、外務省等との連絡調整や情報交換などを行っている。

さらに、職員の海外渡航時における外務省への便宜供与依頼等、庁内各局や区市町村の国際施策を支援する取組も実施している。

(6) 情報の収集・発信

都を訪問する外国の政府機関や都市の職員等を対象とした関係局との連携による都政説明や、海外の主要都市や在京大使館等に対する都施策などについての定期的な情報発信等により、都政全般への理解の促進を図っている。外国語翻訳専門員を配置し、知事名書簡等の文書の翻訳・校閲を行っている。

また、インターネット等から外国都市等の情報を収集し、関係各所へ情報提供している。

＜最近の主な実績＞

- ・都政説明

令和6年度 39件 518名

- ・翻訳件数

令和6年度 381件 1,464頁（A4）

(7) 都市外交人材育成基金の運営

都市外交を推進する上で不可欠な人材育成事業を継続的に実施するため、平成20年度に設置したアジア人材育成基金を再構築し、平成27年度に都市外交人材育成基金を設置した。都と海外諸都市の共通課題の解決に貢献できる人材の育成に資する事業に活用している。

(8) 一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）との連絡調整

一般財団法人自治体国際化協会は、地域の国際化を推進する地方公共団体の共同組織として昭和63年に設立され、地方公共団体からの依頼に応じ、海外事情調査や海外出張時の活動支援を行っている。都は、同協会、庁内及び区市町村との連絡調整を行っている。

- ・CLAIR海外事務所 ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー、北京（7か所、設置年順）

(9) 北方領土返還対策

北方領土の早期返還を実現するため、都内の幅広い行政、民間団体及び個人を会員とする「北方領土の返還を求める都民会議」の事務局を担っている。同会議では、「独立行政法人北方領土問題対策協会」（所管：内閣府、農林水産省）等の関係機関と協力、連携を図りつつ、北方領土の返還に向けた様々な都民運動を推進している。

＜最近の主な実績＞

令和6年度

- ・啓発パネル展の開催（東京都庁、新宿区役所、立川市役所ほか 延べ10会場）

- ・北方領土の返還を求める都民会議教育者会議の開催（年度内２回）
- ・現地視察学習会（根室訪問）（令和６年８月１日～２日）
- ・北方領土の返還を求める都民大会の開催（第４２回、令和７年２月３日）

6 戦略的な広報展開の推進（戦略広報部企画調整課・戦略広報課）

都の広報の司令塔として、都の施策が都民・事業者に確実に伝わり活用されるよう、各局と連携し、戦略的かつ先手を打った広報を重層的に展開するとともに、都民の意向や世論の動向を分析し、幅広いメディアを通じて情報を効果的に発信することで、政策と広報が一体となった「都民一人ひとりに伝わる広報」を戦略的に展開している。

(1) 戦略的な広報・広聴の推進

都政を取り巻く諸情勢や各局の施策の動向を把握し、都民の知りたい情報が正しくタイムリーに届く「伝わる広報」をより強力に推進するとともに、都民とのコミュニケーションを強化するため、民間出身の専門人材の知見も活用しながら、戦略的な広報を展開している。

また、都民の多様な意見を受け付ける総合窓口の機能を果たしている。

ア 各局の広報支援

各局等と情報を共有し連携を密にするため局支援担当を設置するとともに、特定任期付職員の専門的な知見や委託事業者による広報アドバイザー相談会などを活用し、各局の相談内容に応じた支援体制を構築している。取組にあたっては、各局が事業の企画段階から広報を一体で検討し、PDCAサイクルに基づいた広報活動を推進していけるよう、広報の基本的な考え方やプロセスを実践的に示すとともに、広報計画の策定からコンテンツの制作・発信、効果検証まで一貫した支援を実施している。

イ 全庁向けの広報関連会議体の設置及び職員研修の実施

全庁横断的な部長級会議（戦略広報推進会議）を四半期に1回程度、課長級会議（各局戦略広報担当課長会）を原則毎月開催し、全庁に横串を刺し、都の発信力の強化を図っている。また、全庁の広報力の向上のため、各職層に求められる広報に関する知識を体系的に習得できる研修プログラムを開発し、広報マインドの醸成からコンテンツの制作など目的別の研修を実施している。

ウ 伝わる広報大賞

全庁に「政策と広報をセットで考えるマインド」を浸透させ、「広報に携わる職員のモチベーションとスキル」を向上させるため、各局等で実施した事業・施策に関する広報物を対象とした表彰を実施している。

エ 世論調査等、各種調査による広聴活動

都民の意見や意識を把握する世論調査のほか、都政の課題に関する意見・要望等をインターネットを活用して把握する都政モニターアンケートを実施している。これらの調査結果は、各種事業計画や施策推進などの都政運営のための資料として活用している。

オ 都民の声総合窓口による広聴活動

都民の声総合窓口を設置し、「都政に対する提言、意見、要望等」を受け付け、問題の解決と施策等への反映を図るため、関係局等にその内容を伝達している。また、「都政に対する提言、意見、要望等」を集計、分類し、その内容や傾向等を公表している。

カ 広報効果の分析

「伝わる広報」の実現に向け、ホームページやSNSなどについて、アクセス解析ツール等を導入するとともに、「My TOKYO」に寄せられた都民の声による分析等を実施し、広報効果の測定と改善につなげている。

キ 都政広報の展開

(ア) ウェブを活用した都政広報

都政全般や都民生活に関わる情報を、ウェブを活用して迅速かつ分かりやすく都民に提供するため、都庁総合ホームページを運営し、日本語版サイトには機械翻訳（131 言語）を導入して情報を発信している。また、海外向けの英語版サイトの再構築を行い、より効果的な情報発信に取り組んでいる。

加えて、利用者一人ひとりの興味関心等に応じて必要な情報を届けるサイト「My TOKYO」を運用している。

さらに、都民・事業者が、必要とする支援策等の情報にスムーズに到達できるよう、都の各種支援策等を分かりやすく案内するサイト「Tokyo 支援ナビ」を運用している。

(イ) SNS等による都政広報

X、LINE、Facebook、Instagram 等の各種SNS、ウェブ広告やデジタルサイネージ等を活用し、都民生活に関わるお知らせやイベント情報など、様々な都政情報を文章や動画、写真等でタイムリーに分かりやすく発信している。

また、SNSの投稿に対する反応や拡散状況などを確認しながら、効果的な情報発信に取り組んでいる。

(ウ) 動画による都政広報

動画を集約したポータルサイト「東京動画」において、都政情報をワンストップで提供している。

また、都政広報動画等を制作し、「東京動画」をはじめとした各種媒体で配信している。

(エ) テレビ・ラジオによる都政広報

都政の最新情報や話題、イベント情報、東京の伝統文化等をテレビ4番組ラジオ1番組で提供している。併せて、番組内やスポットでのCMを放送している。

(オ) 広報東京都による都政広報

都政の重要施策や都民生活に関わりの深い情報を、主要日刊紙（6紙）への新聞折り込み

を主体とし、区市町村等の窓口、郵便局、都営地下鉄・ＪＲ・私鉄の駅、大学、金融機関、公衆浴場等で配布している。加えて、都庁総合ホームページ、スマートフォン用アプリへの掲載、オープンデータによる公開を実施するとともに点字版・音声版も作成している。

令和５年度からは、企画記事を拡充し、また、文字を大きく、イラスト・グラフを活用した分かりやすい紙面に刷新した。

なお、子供たちに分かりやすく都の魅力などを伝えるため、「広報東京都こども版」をWEB版で発信している。

ク 都政記録及び発信

東京の姿、都政の動き、都民生活を写真で記録するとともに各種印刷物や都庁総合ホームページ等で活用している。また写真は、東京都ホームページ内「東京アルバム」で公開し、「都政記録写真WEB検索システム」で一般にも画像データの提供を行っている。

ケ シティホールテレビ（CHTV）の運営

職員向けに、第一・二本庁舎、都議会議事堂、警視庁、東京消防庁の本庁舎内で自主放送を実施している。

コ 広報連絡調整等

都内区市町村における広報活動の充実を図るため、区市町村を対象とした「東京都広報コンクール」を開催しているほか、都政情報の充足状況・入手媒体や広聴活動の認知状況等を把握し、今後の広報広聴事業に役立てるため、年１回「都の広報・広聴に関する世論調査」を実施している。

また、東京都シンボルマーク及びロゴタイプ等ビジュアルデザインを保護するため、適正な使用及び管理に努め、都民等から使用申請があった場合は、内容を精査して使用の承認を行っている。加えて、広報スローガン「一人ひとりと生きるまち。」を活用し、都民に寄り添う姿勢と都民と都政とのつながりを発信することで、都政に対する理解と共感を高める広報を展開している。

サ 知事と議論する会

子供・若者の目線に立った施策を推進するため、子供・若者が意見表明を行い、直接、知事と語りあう会を実施している。

(2) 国際広報の推進

国際社会における東京のプレゼンス向上を図るために、国内外に向けて都の施策や東京の魅力を効果的に発信している。

ア 国際プロモーション等の展開

海外報道等の調査・分析、海外メディアの取材誘致や講演、海外CM制作、記事広告、海外向けSNS（X、Facebook、Instagram、LinkedIn）の運用、オンラインマガジン「TOKYO

UPDATES」を運営している。

イ 各局の国際発信力強化支援

全庁の国際発信力を強化するため、国際広報に係る相談や職員向け講習会に加え、英語版ホームページの再構築やイベントへの伴走支援により、各局の国際発信を支援している。

7 都政報道及び報道機関との連絡（戦略広報部報道課）

都の施策や事業をより効果的に都民に発信することを目的として、各報道機関に対して都政情報を適時・適切に提供する事務の企画・連絡及び総括を行っている。さらに、都政に関する報道状況を収集、整理して、各局等に提供し、政策決定に役立てている。

(1) 報道発表・記者会見

「2050 東京戦略」や「予算案」などの都の基本方針をはじめ、各局事業や都民へのお知らせなど、都政に関する報道発表資料は、すべて当課が窓口となって報道機関へ提供している。また、知事の定例記者会見について、各局との連絡や会見室の運営を行っている。

令和6年度実績

報道機関への発表 5,454 件（月平均：約 455 件、1 日平均：約 23 件）

(2) 行事・会議などの取材等

都が主催する行事・会議などで、多数の報道関係者の取材があると予想されるものや、広く都民に報道されることで事業効果を高めることができるものについては、適切な取材、効果的な報道が行われるよう、当課が窓口となって所管局や関係機関と協議・調整を行っている。

また、報道機関からの知事への取材依頼、インタビューの申込みなどについても、原則として当課が窓口となって調整を行っている。

(3) 各局等への最新情報の提供

知事をはじめ、各局等が最新の情報に基づき、迅速かつ適切な施策展開を行うことができるよう、通信社のオンライン配信の受信等により、都政に関連するニュース（国会、政府、外国、他自治体等の情報）を即時に入手し情報提供を行っている。

8 秘書事務等（総務部秘書課）

知事及び副知事等の円滑な職務遂行に資するため、秘書事務をはじめ、知事の資産公開に関する事務等を行っている。

(1) 秘書事務

知事及び副知事に係る日程の作成、書簡の処理、資料の管理、各種陳情の受理等のほか都政の円滑な運営を図るため、知事等に必要な外部との渉外に関する事務を行っている。

令和6年度実績

陳情書	投 書	メッセージ等の作成	来客等	公式訪問者	その他
125件	6,408件	1,912件	1,425人	693人 (うち外国人287人)	732人

(2) 知事の資産等の公開

「政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例」に基づき、資産等報告書については就任の年に、資産等補充報告書等については毎年公開している。

(3) 皇室及び栄典関係

ア 皇室に関する事務

行幸啓・行啓・お成り等に関する事務等、宮内庁との連絡事務を行っている。

イ 栄典に関する事務

栄典に関する次の業務について、関係省庁との連絡調整及び受章までの事務を行っている。

(ア) 叙位に関すること（位階令に基づく）。

(イ) 春秋叙勲、特別叙勲に関すること。

(ウ) 褒章に関すること（太政官布告による褒章条例に基づく）。

なお、春秋叙勲は、地方自治功労、保健衛生功労等一部の功労について、受章者に対する知事からの伝達や拝謁に関する事務を行っている。

令和6年度実績 叙位 34 人 叙勲 132 人 褒章 100 人（18 団体を含む。）

(4) 知事表彰等

ア 東京都功労者表彰

「東京都表彰規則」に基づき、都民の生活と文化の向上に特に功労のあった者の事績をたたえ、知事が表彰を行っている。

令和6年度実績 受賞者 290 人（19 団体を含む。）

イ 知事顕彰

自己の生命の危険を顧みず献身的な行為をしたと認められる都民等に、知事が顕彰を行っている。

令和6年度実績 被顕彰者 0 件 ※制度発足（昭和61年）以来、10 件（11 人）

9 都庁マネジメント本部・庁議の運営等（総務部管理課）

「都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則」に基づき、「都庁マネジメント本部」及び「庁議」を運営している。また、議会事務の効率化を図るため「政策情報作成支援システム」の運用を行っている。

（1）都庁マネジメント本部の運営

知事・副知事等の特別職などで、都の行財政の最高方針や重要な施策及び課題等について、情報の共有を図り、審議策定する「都庁マネジメント本部」を運営している。

（2）庁議の運営

都庁マネジメント本部において審議策定された行財政の最高方針等に基づく全庁的な事案等について、情報の共有を図り、審議調整する「庁議」を運営している。

（3）政策情報作成支援システムの運用

議会答弁案を正確かつ迅速に作成・取りまとめるために「政策情報作成支援システム」の運用を行い、議会事務の効率化を図っている。